

平成29年第2回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成29年7月5日（水曜日）

○議事日程

平成29年7月5日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 市長行政報告
 - 4 議案第66号 平成29年度防府市一般会計補正予算（第2号）
（予算委員会委員長報告）
 - 5 報告第20号 契約の報告について
 - 6 議案第67号 工事請負契約の締結について
 - 7 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	村	田	太	君		
教	育	長	杉	山	一	茂	君	代	表	監	査	委	員		
中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	末	吉	正	幸	君		
総	務	課	長	松	村	訓	規	君	総	合	政	策	部		
長	熊	野	博	之	君	生	活	環	境	部	長	岸	本		
敏	夫	君	生	活	環	境	部	理	事	大	田	稔	君		
健	康	福	祉	部	長	林	慎	一	君	産	業	振	興		
部	長	神	田	博	昭	君	土	木	都	市	建	設	部		
長	友	廣	和	幸	君	入	札	検	査	室	長	内	田		
和	男	君	会	計	管	理	者	山	内	博	則	君	農		
業	委	員	会	事	務	局	長	中	谷	純	一	君	監		
査	委	員	事	務	局	長	平	井	信	也	君	選	挙		
管	理	委	員	会	事	務	局	長	賀	谷	一	郎	君	消	
防	長	田	中	洋	君	教	育	部	長	原	田	み	ゆ	き	君
上	下	水	道	局	長	河	内	政	昭	君					

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。18番、河杉議員、20番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

この際、石田議員から、防府市議会会議規則第62条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申し出がございましたので、発言を許します。2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 私の6月19日の一般質問における発言につきまして、お手元の申出書のとおり、その一部を取り消したいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。石田議員の申し出のとおり、この取り消し

を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、石田議員からの発言の取り消しを許可することに決定をいたしました。

ここで取消申出書の回収のため暫時休憩といたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 2分 開議

○議長（松村 学君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

市長行政報告

○議長（松村 学君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 国民健康保険料の軽減判定誤りについて御報告申し上げます。

本件は、国民健康保険料の均等割及び平等割の軽減判定所得に係る算定に誤りがあることが判明したものでございます。

このことは、保険料の軽減判定を行う基礎となる所得の算定に当たり、青色事業専従者給与額について、必要経費に算入できないところを、繰越損失額を適用する際に、誤って算入したこと、及び年金収入のうち公的年金等特別控除額について、青色申告者の繰越損失額を適用する際に、算入すべきところを算入していなかったことによるものでございます。

これらにより、算定された所得をもとに軽減判定を行っていたことから、軽減区分に誤りを生じたものでございます。

これは、平成28年12月27日に、厚生労働省から後期高齢者医療制度におきまして、電算処理システムに軽減判定の誤りがあったことが公表されたことにより、国民健康保険事業についても精査いたしましたところ、同様の判定誤りが判明したものでございます。

この判定誤りにより、本来の保険料と実際に賦課した保険料との差額が発生いたしました世帯のうち、不足が生じた8世帯、金額にして29万1,620円につきましては、対象の被保険者の皆様に対して戸別訪問によりおわびするとともに、差額分の納付をお願いいたしましたところ、全ての世帯において御了解をいただいたところでございます。

一方、差額を還付することとなる延べ20世帯、金額にして89万3,720円につきましても、対象の被保険者の皆様には、先月、おわびの文書とともに還付に係る関係書類

を発送させていただいており、早急に差額の保険料を還付すべく、現在、その手続きを進めているところでございます。

このような事態となり、市民の皆様をはじめ関係各位に多大な御迷惑をおかけいたしましたことに対しましては、深くおわび申し上げます。今後は、チェック作業の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

続きまして、損害賠償等請求事件に係る裁判の経過及び損害賠償等（人格権侵害）請求事件の応訴について御報告申し上げます。

損害賠償等請求事件につきましては、本市職員が職務上、戸籍上の氏とは何ら関係のない漢字の氏を使用したため、平成26年8月に懲戒処分として戒告したことに対し、これを不服として、平成27年11月27日に防府市を被告として、損害賠償等の請求の訴えを山口地方裁判所に提起したものでございます。

本年4月19日に、「戒告処分が無効であることの確認を求める部分を却下する。原告その余の請求をいずれも棄却する」との判決が言い渡されましたが、原告が、これを不服として5月1日に控訴し、6月13日付で広島高等裁判所から「期日呼出状及び控訴状」が送達されたところでございます。

本市といたしましては、引き続き弁護士に対応を依頼し、控訴に応ずる覚悟でございませぬ。

また、損害賠償等（人格権侵害）請求事件につきましては、当該職員が、前記懲戒処分以降も、戸籍上の氏を使用するように指導・命令をしたにもかかわらず、引き続き戸籍上の氏とは関係のない漢字を使用したため、平成27年11月に2度目の懲戒処分として戒告したことに対して、本年5月1日に防府市を被告として、損害賠償等の請求の訴えを山口地方裁判所に提起したものでございます。

本市といたしましては、処分に違法性はなく、訴状の内容は承服しがたいものでございますので、当該事件も、市の顧問弁護士であります中山弁護士をこの訴訟の代理人に委任し、これに対応してまいります。

なお、訴訟に早急に対応する必要がありますので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただいております。

続きまして、市営住宅家賃請求事件の判決について御報告申し上げます。

本年3月の市議会定例会において御報告いたしました2件の防府市営住宅の家賃等請求に関する訴えの提起のうち、報告第2号につきましては、5月29日に判決が言い渡され、本市の勝訴判決が確定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの市長行政報告に対する質疑がございましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結し、市長行政報告を終わります。

議案第66号平成29年度防府市一般会計補正予算（第2号）

（予算委員会委員長報告）

○議長（松村 学君） 議案第66号を議題といたします。

本案については、予算委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。
河杉予算委員長。

〔予算委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○18番（河杉 憲二君） さきの本会議におきまして、予算委員会に付託となりました議案第66号平成29年度防府市一般会計補正予算（第2号）に係る委員会審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月22日の全体会において、執行部の補足説明を受け、質疑を行った後、23日に総務分科会、26日に教育民生分科会、27日に産業建設分科会を開催し、慎重に審査いたしました。

さらに、6月30日に全体会を開き、分科会主査より全体会で審査すべき事項についての報告を受けた後、集中審議、討論、採決を行いました。

それでは、集中審議での主な質疑・要望等につきまして、御報告を申し上げます。

まず、市有三世代住宅建設事業につきまして、「産業建設分科会では、以前のアンケート調査は情報提供の意味合いも含めて実施したとのことだったが、今後、想定している家賃や入居条件等を含めた内容のアンケートを実施し、需要を計るべきだと思うが、どう考えているのか」との質疑に対しまして、「前回のアンケートで同居・近居をしたいと回答された方に、建設場所や間取り、入居条件等をお示しし、PRをしたいと考えております」との答弁がございました。

また、「前回行われたアンケートで、三世代同居を希望されている保護者はどのくらいあったのか」との質疑に対しまして、「アンケート総数が120件で、同居・近居を希望された方が65名でございます」との答弁がございました。

さらに、「説明資料では、入居期間について、中学生以下の世帯員がいなくなった場合、その翌月から、原則6カ月以内に退去することとなっているが、これから条件の見直し等をする考えはあるのか」との質疑に対し、「定住環境を整備し、安心して住んでもらうこ

とが大事ですので、部内で協議し、関連部局にも意見を聞きながら、見直すことも考えております」との答弁がありました。

また、「この事業については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、富海地域の活性化も関わってくる。定住環境を整えた上で進めていくべきではないのか」との質疑に対しまして、「市有三世代住宅建設事業をはじめとする富海地域の諸事業につきましては、人口減少の克服と地域の活性化をあわせて実施することにより、将来にわたって持続的に発展していく地域社会を構築するためのモデル事業として位置づけております。定住環境を十分整えて展開していくのではなく、関連する事業を一体的に進めていくということで御理解をお願いします」との答弁がありました。

さらに、「この事業で周辺の整備計画がどう変わっていくのか、どういうメリットがあるのか、しっかり考えていただきたい。また、つくる段階での情報提供をしていただきたいと思うが、いかがか」との質疑があり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略で取り組む事業であり、総合政策部も連携して、情報提供に努めてまいります。情報発信につきましても、総務部とも協議し、各部連携のもとSNS等も活用し、積極的に市外にも発信してまいります」との答弁がありました。

審査を尽くしたところで、本案の承認についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

最後になりますが、個別審査事項以外で、各分科会主査から報告を受けております主な質疑等について、その内容等御報告申し上げます。

まず、総務分科会からは、中山間地域振興事業では、「地域おこし協力隊の募集条件としては、活動期間終了後に定住意欲のある方となっている。受け入れる富海地域でも、任期後の定住をしっかりとサポートする体制が必要だと思われるが、どのようになっているのか」との質疑に対しまして、「現在の地域おこし協力隊のお二人は、任期後も富海に定住することを希望されておられます。お二人は、着任してすぐ消防団に入られ、地域活動にも積極的に参加されており、地域の方との大変よい関係を築いておられます。また、地域の方も、お二人の任期後の生活について、何度も協議を重ねられており、定住に向けたサポート体制はしっかりしていると考えております」との答弁がございました。

また、「富海地域活性化事業について、具体的にどのようなものが考えられているのか」との質疑に対しまして、「今後、法人化を予定しておられます協議会が藍工房を取得し、その工房をワークショップやお試しの移住体験ができるような宿泊施設に改修したいとの考えでおられます」との答弁がございました。

また、「空き家、空地の活用も検討しているとのことだが、その状況を把握しているの

か。また、実際に活用できる建物がどのくらいあり、どのような活用を予定しているのか」との質疑に対して、「地域内の空き家・空地について、昨年度末までに、所有者などにも聞き取りをしながら調査をしており、空き家と空地、合わせて100件ほどを確認しております。その中で、どれを活用するかについては、利用目的や立地条件などを考慮し、これから検討してまいります」との答弁がございました。

また、教育民生分科会からは、小・中学校等における起業体験推進事業について、「体験学習は授業時間の中で取り組むとのことであるが、時間数にして何時間程度になるのか」との質疑に対し、「まだ計画段階であり、具体的な授業時数は確定しておりませんが、社会科や総合的な学習の時間、特別活動等、さまざまな教科を横断的に組み合わせて、この事業を実施してまいります」との答弁がございました。

また、「体験学習は授業時間を使って行うため、野島以外の小・中学校の児童・生徒は参加が困難とのことであるが、全体の中でポイントとなるような節目における活動については、他校の先生方にも授業参観のような形で見ていただくことが有意義ではないかと思うが、これについてどのように考えているのか」との質疑に対し、「事業計画においては、大学教授等による研修会等も予定しておりますので、他校の教員については、その研修会の受講や授業の見学により、自校においてのキャリア教育に生かせると思いますので、参加を呼びかけたいと考えております」との答弁がございました。

また、産業建設分科会からは、観光関連団体等連携・助成事業について、「大型クルーズ船「飛鳥Ⅱ」が、10月6日に三田尻中関港に入港する。午前9時30分から午後8時まで停泊するが、その間、乗船客は防府市内を観光されるのか」との質疑に対し、「現時点で把握している情報では、防府天満宮参道に向けたシャトルバスのサービスのほか、オプションツアーとして防府の産業を体験、観光できる半日のコースや、岩国の錦帯橋を観光した後に、防府市内でハモを食べ、防府天満宮に立ち寄るコース、その他、萩や秋吉台に立ち寄るコース等もあるように聞いております。全ての乗船客が防府市内を観光されるとは限りませんが、多くの方々が市内を観光されるものと考えております」との答弁がございました。

また、「乗船される方々は、寄港する前から、その地について情報をいろいろな角度から得ようとする。船内に市のパンフレットを設置するなど、PRについてはどうするのか」との質疑に対し、「クルーズ船の運航会社からは、前日の寄港地である鹿児島港からの航行中、防府市をメインとした県内をPRする場を提供していただいておりますので、職員2人を派遣し、直接、防府のPRをしてまいります。なお、入港日が、山頭火ふるさと館のオープン前日に当たることから、オープン前に特別に内覧いただけるように

するなど、プレミアム感も出しながらアピールしてまいります」との答弁がございました。

これに対し、「乗船客はいろいろな情報を得ようとするので、事前に戦略をよく考えていただきたい。また、年齢層なども把握し、ターゲットを明確にすることで、経済効果が上がるようにもしていただきたい」との要望がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結して、討論を求めます。2番石田議員。

○2番（石田 卓成君） では、議案第66号一般会計補正予算に、会派としてではなく一議員として反対の立場で討論させていただきます。

まず、このたびの補正予算の中の目玉となっております中山間地域振興事業につきましては、空き家、空地の活用をすることが盛り込まれておりますが、その具体的な計画につきましては、現段階で何も決まっておらず、市内の全ての地域で共通の問題となっている空き家と耕作放棄地の問題が、多額の予算が投入され、本来モデルとなるべき富海地域で解消できる見込みが、たとえこのたびの予算が通ったとしても、現時点でないものと考えざるを得ません。

また、同じく目玉となっております市有三世代住宅建設事業でございますが、今後、総額2億円程度の予算計上が予定されているわけでございまして、幾ら地域振興のため、教育のためとはいえ、6万円もの家賃を支払うことができる比較的裕福な層、それも、たったの6世帯を誘致するために、それだけ多額の予算を市単独事業でつけることには賛同をいたしかねます。

今後、9月の条例制定に向けて家賃や条件についても見直していただけるとのことであり、その点はうれしく感じているところでございますが、やはり、予算はもっと必要とされているところ、特に、命にかかわるところに優先的につけていただくべきと考えます。

けさからも、島根県で大雨特別警報が出されており、被害が心配されるところではございますが、今からの季節、梅雨の末期に我が地域では、毎年のように河川が氾濫し、ことしも、また、住民の生命が危ぶまれるような事態になることが想定されているわけでございますが、市には、ただお金がないからと、地域の要望を一方向的に断るのではなく、そのような命にかかわるところに優先して予算配分していただきたいと願っております。

よって、熟慮に熟慮を重ねた結果、今回の補正予算案については、会派としてではなく一議員として反対の立場を表明させていただきます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結して、お諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

議案第66号について、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（松村 学君） 起立多数でございます。よって、議案第66号については原案のとおり可決されました。

報告第20号契約の報告について

○議長（松村 学君） 報告第20号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第20号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、防府市指定ごみ袋製作業務委託契約につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（松村 学君） 本件に対する質疑を求めます。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 以上で報告第20号を終わります。

議案第67号工事請負契約の締結について

○議長（松村 学君） 議案第67号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第67号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、当初予算で御承認をいただいております人工芝多目的グラウンド整備工事の請負契約の締結について、お諮りするものでございます。

工事の内容につきましては、防府市スポーツセンター南側運動広場に、ロングパイル人

工芝を全面敷設することで利便性が向上し、これまで以上に利用者の増加が見込まれる多目的なグラウンドとして整備しようとするもの、及びグラウンドの西側に駐車場を整備しようとするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付一般競争入札の公募により参加のありました澤田建設株式会社・ヨシタケ建設株式会社共同企業体ほか、3共同企業体により入札を行いました結果、山陽建設工業株式会社・中司興業株式会社共同企業体が落札しましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 本案に対する質疑を求めます。7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） この議案67号の参考資料ですね。入札執行状況という、この資料を見ますが、非常に奇異な感じを受けました。奇異に感じる点は何点かありますが、まず1点目が、各業者さんが入札書に記載した価格が1円の単位までであると。通常、せいぜい100円ぐらいまでの切りのいい形でなっとるわけですが、そういう形になっており、さらに2つ目とすれば、3者がその1円の金額までぴったり一緒であるということ。

それから、その3者の1円の金額は、入札書比較最低制限価格、これ未満であれば低い価格であっても、要するに落札にはならないという、そういうぎりぎりの価格で、1円できっかりと3者がなると。

こういった入札というのは、私、初めて見るわけでありましてけれども、この辺でどうしてこういうふうになったのか、結果としてですね。低い価格でありますから、競争性という意味では、各者が競争してこの価格に滑り込んだということだと思んですが、こういう形で1円の価格までぴったりと入札書比較最低制限価格に合うということになると、これはパソコンのソフトだとかそういうことがあるのかもしませんが、ちょっとこの辺の事情について御説明を願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 答弁よろしくお願ひします。入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） 御答弁さしあげます。

入札参加業者の積算能力の向上というのが、まず第一にございます。それと、見積もりの歩掛かりを利用しております歩掛かりと、見積もり単価等を原則、配付設計図書に明示することとしておりますので、正確な積算が可能となります。

また、建設工事最低制限価格制度実施要項を公表しておりますので、入札参加比較最低制限価格も求めることができ、この価格で応札されることにより3者が同額となったということになっております。

以上、御答弁さしあげました。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） そういうことであれば、これは適切な入札ということになると思いますが、最低制限価格ぎりぎりという形になると、いわゆる下請を泣かせるというような低い価格の入札で、いわゆる低入札ということで、最低制限価格というものが、従来よりは高く、その水準をしてると思うんですが、そういった点での懸念というのはいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（内田 和男君） この制度自体が、ダンピング受注を防止するために行っております制度で、入札比較最低制限価格につきましては、工事を行う上で、適正な価格となっておりますので、この辺については問題ないかと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 7番、田中健次議員。

○7番（田中 健次君） わかりました。入札については、そういう形で理解をいたしました。

ところで、3月議会で審議した予算の説明書では、工事請負費施設整備工事費で7億2,000万円というような形の予算にしております。ところが、今回、予定価格そのものが5億6,000万円弱という形になると、予算の8割程度が予定価格という形になり、それからまたさらに、入札によって価格が下がってきております。

契約金額が5億781万円ということになれば、2億円以上当初予算と比べてそこにお金が余るわけでありますが、当初は観客席といいますか、そういうものを整備するけれどもというような話でスタートしておりましたが、そこまでするとお金がかかって、それはカットするという形で予算計上されておりますが、こういう形になってまいると、そういったものについても、今後、復活して考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

今、議員、御紹介ありました予算額と予定価格のかなりの開きがあるということで、まず、そこから御説明させていただきます。

予算の時の積算と予定価の時の数字なんですけど、大きな増減それぞれあったんですけど、主な減につきましては、人工芝の単価の見直しが生じたためとか、あとピッチ周辺の舗装工事の工法を変えたとか、そういうことがございまして金額が落ちております。

それで、予定価格がかなり予算から落ちて、なおかつ入札をかけたら、また若干落ちた

ということで開きが出ております。

議員、おっしゃられますように、当初、こちらのほうで予算時にいろいろ御説明しまして、最終的にこういう開きが、金額が出たということで、今後について、いろいろ考えることはないかということですが、私どもといたしましても、工事の工期等が今からございますんで、その工期等期限がございますんで、その中でどの程度のものが、仮に追加とかいう話になった時は考えるということになれば、また、議会のほうに御相談して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） グラウンドの人工芝の仕様についてお伺いさせていただきたいんですけど、これ、今、どういったタイプの芝にされるのかというのを判断が、ちょっとお聞きしたところによりますと、業者さんの判断に、仕様でしっかり決まってないために、車が上にとめれるタイプとそうでないタイプ、どちらにしようかというのを、今、業者さんのほうで検討されているというようなお話も聞いたんですけど、仕様というのは、しっかり市が決めてから進むべきじゃないかと思うんですけど、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 人工芝の仕様につきましては、当然、設計のほうにも仕様でもうたっておると思うんですけど、ロングパイル、人工芝のサッカー場が、通常、芝の長めのロングパイルという素材を利用した施工になっております。

ですから、そういう仕様といいますか、そういうのをお示ししておると思いますが、今、議員が言われたような話は、こちらには聞いておりません。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） その辺のことについて、けさも打ち合わせしてて、会派の人とですね。まだ、決まってないんじゃないかと。2種類あってどっちにすべきか、業者さんもお考え中というようなことも、耳に入ってきたんで、その辺しっかりと市のほうが、本来の目的に沿った、本来目指している目的に沿った仕様となるようにお示ししてあげていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 先ほどの田中議員の御意見があったと思うんですけど、それと同じような話なんですけど、平成27年12月にサッカーグラウンド建設検討会議から提出さ

れました、サッカーグラウンド建設についての提言書には、「付帯設備として競技者用のダッグアウト等、観客席、日よけ、更衣室、控室、シャワー等の設備の設置を希望する」というふうに記載されております。

提言書の鏡文にも、「本提言を踏まえて広く市民に愛される施設整備の実現に努められるよう要望します」とあります。また、「県大会や中国大会のような大規模な大会の開催も視野に入れ」ということも記載されております。

確かに、使用する団体や大会側としては、まずはグラウンドの状況が一番ですが、附帯設備の有無も採用する選択肢の一つになると思います。

ここで、市長にお尋ねしたいんですが、市長は新庁舎建設の外部委員会の意見には従っておりましたが、こちらの外部委員会の意見は聞き入れてもらえないということなんでしょうか。御所見をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私にということですが、それぞれの委員会の御提言、あるいは御判断というものに対しては、尊重させていただいております。このことについては、どの課題においても共通することです。

○議長（松村 学君） 1番、曾我議員。

○1番（曾我 好則君） 今回、余剰金があるということなんで、中途半端なものをつくるよりは、しっかり、将来、市の負の資産にならないように、ちゃんとした設備を設けて、しっかり対応していただきたいということをお願いしまして終わります。

○議長（松村 学君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 質疑を終結して、お諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 討論を終結して、お諮りします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第67号については原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松村 学君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第108条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（松村 学君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これもちまして、平成29年第2回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただきまして、ありがとうございました。

なお、お疲れのところ大変申しわけございませんが、10時45分から議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでした。

午前10時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年7月5日

防府市議会議長 松村 学

防府市議会議員 河杉 憲二

防府市議会議員 高砂 朋子

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年7月5日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員